

議案第43号

愛西市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

愛西市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和3年11月30日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、愛西市立田総合運動場について、行政財産の用途を廃止し、普通財産とすること等に伴い、改正する必要があるからである。

愛西市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例

第1条 愛西市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例（平成17年愛西市条例第81号）の一部を次のように改正する。

別表備考第3号中「ときは」を「場合は」に改め、同表備考に次の7号を加える。

- 4 構成員の10分の7以上が市内に住所を有する者である団体（以下「市内の団体」という。）が、入場料等を徴収して使用する場合は、当該使用料に3を乗じて得た額を徴収する。
- 5 市内の団体が、営利を目的として使用する場合は、当該使用料に8を乗じて得た額を徴収する。
- 6 市内の団体が、入場料等を徴収し、かつ、営利を目的として使用する場合は、当該使用料に11を乗じて得た額を徴収する。
- 7 市内の団体以外の団体が使用する場合は、当該使用料に2を乗じて得た額を徴収する。
- 8 市内の団体以外の団体が、入場料等を徴収して使用する場合は、当該使用料に6を乗じて得た額を徴収する。
- 9 市内の団体以外の団体が、営利を目的として使用する場合は、当該使用料に16を乗じて得た額を徴収する。
- 10 市内の団体以外の団体が、入場料等を徴収し、かつ、営利を目的として使用する場合は、当該使用料に22を乗じて得た額を徴収する。

第2条 愛西市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条の表愛西市立田総合運動場の項を削る。

別表立田総合運動場の項を削る。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。